

多摩支部FAX通信

重要

平成 25 年 11 月 21 日

東京都トラック協会多摩支部

NO. 153

運行管理者試験の願書頒布が
11月22日(金)より始まります。

配置車両5両未満の営業所にも運行管理者
の選任が必要です！
来年3月の試験に合格をすれば間に合いま
すので受験申請をお忘れなく！

貨物自動車運送事業輸送安全規則の省令改正により平成25年5月1日から配置車両数が5両未満の営業所にも運行管理者の選任が必要となりました。なお、平成25年3月28日時点で配置車両数が5両未満の営業所についての経過措置の期限は、平成26年4月30日です。

(注)専ら霊柩自動車、一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所については、配置車両数が5両未満である場合、引き続き、運行管理者を選任する義務はありません。

運行管理者になるためには、次の1又は2の要件が必要となります。

1. 運行管理者試験（平成26年3月2日実施）に合格
（受験の申請期間は、平成25年11月22日～平成25年12月13日）
2. 五年以上の実務経験の間に基礎講習を含む5回以上の講習受講

※ 運行管理者の要件を取得した場合には、速やかに運行管理者資格者証の交付申請をしてください。

【運行管理者に関する詳細及び不明な点のお問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課

電話：045-211-7256

東京運輸支局 保安担当

電話：03-3458-9237

【運行の管理に関する講習の受講についてのお問い合わせ先】

(独)自動車事故対策機構東京主管支所

電話：03-3621-9941

【運行管理者試験についてのお問い合わせ先】

(公財)運行管理者試験センター試験事務センター

電話：04-7170-7077